令和8年10月更新

令和８年度　松江市一時預かり利用者負担軽減事業のご案内（私立施設用）

松江市在住で所得が一定以下の世帯が、松江市私立認可施設の一時預かり事業を利用した場合は利用料の減免がうけられます。一時預かり事業利用料の減免を受けるためには松江市への申請が必要です。

対 象 と な る 方

次の１～３にすべて該当する方

1　利用日当日に松江市に住民票があること。

2　保育所（園）や幼稚園等に在籍していない就学前児童であること。

3　次のいずれかに該当する世帯であること。

・生活保護世帯

・住民税非課税世帯

・市町村民税の所得割合算額が 77,101 円未満である世帯（年収約 360 万円未満相当）

減 免 さ れ る 金 額

１回の利用あたりの減免額　※食事代・その他の実費などは減免対象外

	４時間未満の利用	４時間以上の利用
３歳未満児	８００円	１，６００円
３歳以上児	６５０円	１，３００円

減 免 を 受 け る に は

１.「一時預かり利用者負担軽減事業要件」の確認申請をする

一時預かり事業を利用する前に、①または②のいずれかの方法で申請してください。

①　電子申請	しまね電子申請サービスにログインして必要事項を入力し、保育所幼稚園課へ申請してください。 ※申請で申込をすると申込内容の送信時にメールが自動配信されます。 不備がある場合は、市より電話連絡等を行います。場合によっては再申請を求める場合があります。 申請内容がそろっていれば、申込み完了のメールが送信されます。	４～８月末に申請する方 ９～３月末に申請する方
②　窓口申請	一時預かり利用者負担軽減事業要件確認申請書に必要事項を記入の上、保育所幼稚園課に提出してください。 ※申請書はホームページよりダウンロードできます。 ※手続きは本庁のみ受付できます。各支所や保健福祉総合	

	センターでの手続きや、郵送での申請はできません。	松江市ホームページ

２．「一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書」を受領する

市が申請受付してから審査を行い、約１～２週間後に審査結果が郵送されます。

減免対象となった方には「一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書」が届きます。

審査の結果、対象外となった方にも郵送でお知らせを送付します。

３．「一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書」を利用する

利用施設に「一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書」を提示することで減免を受けて利用できます。

提示方法や頻度は直接利用施設へご確認下さい。証明書の提示がない場合は、原則利用料が発生します。

免除期間内であれば何度でも利用でき、複数の私立施設での利用も可能です。

所得証明が必要となる方

１月１日時点で松江市に住民登録がない方は、下記の所得確認書類を別途提出してください。

ただし、個人番号の記載により所得書類の提出を省略することができます。（窓口申請のみ）

申請時期	対象となる方		必要書類
４～８月	前年度１月１日時点で松江市に住民登録がない方	生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
		市町村民税非課税世帯	前年度の市町村民税課税（非課税）証明書
		市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯	前年度の市町村民税課税証明書
９～３月	現年度１月１日時点で松江市に住民登録がない方	生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
		市町村民税非課税世帯	現年度の市町村民税課税（非課税）証明書
		市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯	現年度の市町村民税課税証明書

電子申請される場合は、申請前にあらかじめ添付書類をスマートフォン等で撮影しておいてください。

申請・利用にあたっての注意事項

・継続して利用する場合は市へ再申請が必要です。期限の１ヶ月前から更新申請することができます。

・減免期間内に、対象児童が保育所等へ入所した場合や松江市外へ転出した場合、本事業の対象外となるため、事由発生時点から減免をうけることができなくなります。

・お電話等による個人の所得に関するお問い合わせは回答しかねます。

・一時預かり事業を利用中の方でも申請はできますが、減免は申請日からの適用となります。申請日以前の利用料はさかのぼって減免をうけることはできません。

・土日祝日に電子申請された場合、翌開庁日以降に市で受付をおこないますので、減免は市が申請受付した日からの適用となります

申請先・お問い合わせ

松江市こども子育て部　保育所幼稚園課　運営係　0852－55－5498

窓口受付時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土・日・祝・12/29～1/3 を除く）

窓口受付時間（※令和 8 年 10 月 5 日～窓口受付時間短縮）午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分